

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【新規審議品目】

(3) 「松谷のミニビスケット」 (松谷化学工業株式会社)

○阿久澤部会長 それでは、次に移りたいと思います。次は、松谷化学工業株式会社の「松谷のミニビスケット」です。消費者庁から説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 そうしましたら、「松谷のミニビスケット」概要版、赤いファイルと、ミニビスケットの食品安全委員会の評価書が入っております、黄色い薄いファイルを御用意いただけますでしょうか。

それでは、概要版に沿って御説明させていただきます。2ページめくっていただきまして、表示許可申請書をごらんください。

まず、申請者でございますが、松谷化学工業株式会社。

3. 商品名といたしまして、「松谷のミニビスケット」となっております。

本製品の科学的根拠となりました3ページ目の(3)の①をごらんいただければと思いますが、関与成分といたしまして、高架橋度リン酸架橋でん粉、これはタピオカでん粉を原料としたリン酸架橋でん粉。これは、2008年に加工でん粉として添加物指定されているものでございます。

続きまして、②の関与成分と食品についての検証でございますが、高架橋度リン酸架橋でん粉というのが、ヒト試験において小腸で消化吸収されない。それから、大腸で腸内細菌による発酵もほとんど認められないということでございまして、消化管内でその構造や性質が改変されることなく、そのまま通過し、便中に排出されるということで、これを摂取することによって便がかさ増しされることによって排便量が増加するというのが1点。

それから、かさ増しされた便が腸管内壁を物理的に刺激することで、腸管の蠕動運動を活性化させ、排便回数の増加につながるものと考えているということでございます。

次のページに行きまして、5行目でございます。こちらの有効量というものが、食物繊維として7gということが試験によって推察されるということで、本成分の含有量といたしまして、食物繊維として7gということになってございます。

安全性のデータにつきましては、安全性と書いているところの2パラ目でございます。こちらのほうは、高架橋度リン酸架橋でん粉は、松谷化学工業株式会社により、パインスターチRTの商品名で2009年より販売されているということで、これまで健康被害は特に報告されていないと言っております。

また、こちらの商品の関与成分が食物繊維であるということで、過剰摂取した場合については、下痢とか胃腸症状の発現が懸念されるということで、緩下作用の最大無作用量を検証した結果、高架橋度リン酸架橋でん粉50g (食物繊維として37.5g) を一度に食べても緩下症状は発症しないことが確認されているということでございます。

次のページに移っていただきまして、7. 許可を受けようとする表示の内容でございます。「本品は、食物繊維 (高架橋度リン酸架橋でん粉) が含まれているため、食生活で不足しがちな食物

繊維が手軽に摂れ、おなかの調子を整えたい方や、お通じの気になる方に適しています」となっています。

続きまして、6ページ目に行きまして、10. 栄養成分量及び熱量でございます。こちらは、先ほども御説明いたしましたが、関与成分、高架橋度リン酸架橋でん粉（食物繊維として）7gが配合されております。

11. 1日当たりの摂取目安量でございますが、「1日1袋、28gを目安にお召し上がりください。」

続いて、12. 摂取する上での注意事項、「摂り過ぎ、あるいは体質、体調によりおなかが張ったり、緩くなることがあります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。」このようになっております。

続きまして、食品安全委員会の評価書のほうの御説明に移らせていただきます。

評価書の7ページ目をごらんいただければと思います。食品安全委員会の評価においては、特に問題はないということの評価いただいているのですが、4. その他、（1）摂取対象者についてと、（2）注意喚起表示の明確化についてということで、2点御意見をいただいているものがございます。

まず、（1）摂取対象者についての4行目以降ですが、これまでに小児が摂取し腸閉塞症等を引き起こしたというような重篤な健康被害は報告されていないとしている。しかし、非重篤な有害事象の実態については不明。

また、乳幼児を含む小児における本食品摂取の安全性に関するデータ、食経験を含むデータでございますが、これは示されていない。

さらに、「加工デンプン」で、食品安全委員会の添加物評価書において、EUにおいては、加工デンプンのうち9種類について、乳幼児向け食品に対し、5%の使用制限を設けているということを含めて、食品安全委員会として、乳幼児を含む小児が本食品を摂取することの安全性は確立されておらず、このことについて注意喚起表示が必要と判断したということでございます。

きょう、特に御審議していただきたい1点目でございますが、今回、御審議いただく食品、関与成分として高架橋度リン酸架橋でん粉については、松谷化学がつくっているものでございますので、今後の発展状況については企業次第ということではございますが、難消化性デキストリンと同じように、他企業に関与成分として販売して、それを含む特保がさまざま出てくる可能性というものがございます。

その上で、必ず書かなければいけない摂取上の注意、義務表示ですけれども、今は単純に、おなかが緩くなりますというところしか書いていないのですが、食品安全委員会の判断を受けて、子供、乳幼児を含む小児に対して、とらないようにということを書いたほうがよいかどうか。書いたほうがよいと思いますけれども、それについて御意見をいただければと思います。なおかつ、その御意見をいただく際ですが、今回、こう書きますとなった際に、それが基準ということになりますので、まず書くべきか否かという御意見をいただきまして、その上で、その書き方、文言については、できれば事業者と消費者庁のほうに案を考えさせていただくことにしていただけれ

ば助かります。御審議いただければと思います。

それから、2点目の注意喚起表示の明確化については、2パラ目にございますとおり、一日摂取目安量である1袋（28g）が個包装されているけれども、菓子（ビスケット類）であること及びその形態による過剰摂取が懸念される。そのため、過剰摂取を避けるため注意喚起をより明確に表示することが必要と判断したとなっております。

概要版の表示見本をごらんいただければと思いますけれども、今、注意喚起といいますか、1日摂取目安量として、1日1袋（28g）を目安にお召し上がりくださいということで、青字で書いた上で枠囲いをしているという状況でございますが、食品安全委員会としては、さらに注意喚起、目立つようにすべきであるという御意見をいただいております。

これに関しては、義務表示として1日摂取目安量を書いておりますので、残りは任意表示ということになるかと思えます。実際に消費者が商品を手にとって、どこを見るかというところは、今までいろいろ御議論いただいているところでございますが、正面、商品が見える部分にキャッチコピーとかが書いてあることを踏まえると、そこに書くべきではないかということでございしますが、それについても任意表示ですので、書くべきという御意見をいただければ、その指摘事項をいただければと思いますけれども、どういう形で書くか、どこに書くべきか、その他注意点等、御議論いただいて御意見をいただければと思います。

あくまでも、今回、（1）摂取対象者について、要するに子供にとらせないほうがいいというのは、この関与成分に関してでございますので、今後、この関与成分を使った特定保健用食品が出てきた際に、必ず書いてもらうべき文言というのを御審議いただきたいと思います。

なおかつ、（2）注意喚起の明確化については、今回はあくまでも菓子類であるというところで食品安全委員会から御指摘いただいておりますので、今後、こういった菓子類であるとか食べやすい形態であるとか、つつい過剰摂取をしそうなものについて、注意喚起としてきちんと1日摂取目安量、どれぐらい食べるべきであるかというところを明記したほうがいいか否かも含めて、御審議いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

では、事務局のほうからお願いいたします。

○消費者委員会事務局 調査会における審議経過について、資料3をごらんください。

第二調査会で、平成27年8月と11月、2回審議。

主な指摘といたしましては、許可表示、関与成分名及び有効性試験等に係る御意見等がございまして、高架橋度でん粉がどのようなものであるかわかりにくい名称なので、関与成分名を再検討されたい。回答といたしましては、関与成分名を高架橋度リン酸架橋でん粉に変更。

保健の用途について、文章が重複しているので再考されたい。重複部分を削除します。修正としまして、「本品は、食物繊維（高架橋度リン酸架橋でん粉）が含まれているため、食生活で不足しがちな食物繊維が手軽に摂れ、おなかの調子を整えたい方や、お通じの気になる方に適しています」という回答をいただいております。

その他、有効性にかかわるものの指摘といたしまして、関与成分の高架橋度リン酸架橋でん粉のリン酸等カルシウムが反応してリン酸カルシウムとなる可能性も考えられる。本製品の摂取によってミネラル代謝に影響がないか確認されたい。また、資料1-10-6について、前観察期や休止期と比較すると、被験食品のみならず、対照食品も効果があるように見えたが、どのように解釈するか説明されたいという指摘を出しております。

提示された回答書の内容におきまして、第二調査会としては了承されました。今回、この回答書は事前にファイルでお送りさせていただきましたけれども、今回、後ろの席のほうの「松谷のミニビスケット」の申請書の12のほうに回答書が入っております。

説明は以上でございます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

それでは、これらについての御意見、また御質問等、ございましたらお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 第二調査会で審議した主な点は、新しいタイプのでん粉、それがほとんど消化されないということで、食物繊維である。これはそれでよかったのですが、近年、いろいろな架橋のされ方の物質が出ていますので、ちょっと難しい言い回しでありますけれども、高架橋度リン酸架橋でん粉という、ほかの単純な食物繊維とはまた違うことにしてください。難消化性デキストリンというものが今、たくさん出ていますので、そのようなものとは異なるということを明らかにしてくださいということを指摘しました。

それから、新しい食品成分ですので、これの食経験というものは基本的にはほとんどないものです。ないがゆえに、幾つかの指摘が食品安全委員会からございます。それは、私としては尊重して考えていかなければならないと思います。当初、ビスケットですから、基本的には高齢者の方々を対象としたと、多くの審査委員はそう考えておりました。

しかし、難消化性デキストリンのように、いずれ、例えば清涼飲料水に入って、食物繊維入りの水という世界になると、小さな子供も飲むという可能性は十分に考えられますので、この製品に関しては、子供、乳幼児、四、五歳でしょうか。こういうものは大人が食べるものだという感覚だとは思いますが、そういった手軽なドリンク剤のような形、あるいは粉末剤で青汁のたぐいがたくさん出ていますね。それが出る可能性もあるので、その場合には子供たちには向かない製品であるということを明確にしたほうが、私はいいと考えています。

以上です。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○清水委員 ついでですので、食品安全委員会のほうの議論について、少しお話しします。一般の方が適正にとる限りにおいては、恐らく何の問題もないということで一致しております。ただ、この成分が食品添加物に一応なっているのですけれども、ヨーロッパでは摂取の上限量が決められていて、過剰摂取というのは余り望ましいことではないという扱いを受けているということが

あります。

あと、山田委員が言われたように、ビスケットという、恐らくそれなりにおいしい製品だとすると、小さい子供が食べる可能性が普通の食品よりは大きいのではないかとことです。

また、委員のお医者さんの方から、メカニズムがそもそも腸管内壁を刺激して便通を促進するというダイレクトな作用であるということもありますので、小さいお子さんが食べると腸閉塞などのリスクが高まるのではないかというお話も出ましたので、そういったことを勘案して、それなりの注意喚起をきちんとつけていただくのが望ましいだろうという結論になったということです。

以上です。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

石見委員、どうぞ。

○石見委員 私も食品安全委員会の委員ですけれども、今回のこのビスケットは、高架橋度リン酸架橋でん粉が28g当たり7g入っているということで、25%の含有量になるのです。EUの注意喚起では、このようなでん粉については5%が上限ということですので、5%と25%ではかなりの差があるということで、食品安全委員会では注意喚起を表記すべきだという結論になったというところでございます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

いかがでしょう。はい。

○大野委員 確認させていただきたいのですけれども、これはタピオカから抽出したものそのものと考えてよろしいのでしょうか。さらに加工はしているのでしょうか。

○山田委員 加工しています。

○大野委員 加工しているのですか。その品質規格がどうなっているのかなと思ったのですけれども、品質規格がきちんとコントロールされているのでしょうか。製造方法のところで、でん粉をタピオカから抽出したものを加工する過程が書いていないので、どうなのかなと思ったのです。

○阿久澤部会長 消費者庁のほうからお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 こちらの関与成分については、リン酸架橋でん粉ということで、架橋でん粉の一種として規格が設定されております。要は、食品衛生法に準じている規格があって、それに適合していると。品質管理としては、その規格を満たすこととなっておりますので、一定の規格を満たしたものが関与成分として使われていると考えております。

○大野委員 ただ、最後の説明を見ると、添加物の規格としてはリン酸が0.5%以下、リン含量がそうになっていて、そのうちのごく一部が今回の原料だと書いてある。そうすると、今回の製品に入れる加工でん粉の品質規格は、もっと狭い範囲で決めていないといけないのではないかと思います。

それと、先ほどの説明の中で、松谷化学がつくっているのだということでしたので、その製造方法も書いておくべきかなと思いました。5ページの製造方法のところは、原料発注だけなので、一定の規格の加工でん粉をどこかから買ってくるのかなと思ったのですけれども、そうでもない

ようなので、いかがかなと思いました。

○阿久澤部会長 どうぞ、お願いします。

○消費者庁食品表示企画課 先ほどの概要版ではなくて、ハードファイルのほうの⑧品質管理に関する資料1の(1)として、リン酸架橋でん粉の規格がございます。これが、先ほど申し上げたとおり、リン酸架橋でん粉の添加物規格に合致しているということになりますので、添加物の規格を当然ながら満たしているものであるというのは御確認いただけるかと思います。

ただ、申しわけないのですが、関与成分そのものの製造方法については資料としていただいておりますので、どのような形でこれができ上がっているのかについては、現時点でお答えすることができません。申しわけありません。

○大野委員 ただ、添加物としての規格は満たしているものが、全てこの効能があるというわけではないですね。そのうちのごく一部のものだけを使っているということだから、使う原料の規格はあってもいいと思います。

○山崎委員 それは先生、ここに出ているのは食品添加物の規格ではないです。この製品の規格です。

○大野委員 それならいいのですけれども、公定書の規格にのっとって、そのままやっていると聞き取ったので、失礼いたしました。

○阿久澤部会長 品質規格についてはよろしいでしょうか。

○大野委員 はい。

○阿久澤部会長 そのほかございますか。どうぞ。

○久代委員 タピオカの食習慣はあったとしても、本食品由来の加工でんぷんの食習慣がわからなければ、小児にはアクセスさせないようにする配慮はあったほうがいいと思います。

別のことですが、これは1日の摂取目安量が106kcalです。食物繊維ですから単純に計算できないかもしれませんが、毎日1袋食べると1年で4~5kg体重がふえる計算になります。今までは、例えばコーラだったら、こっちのコーラよりはこっちのコーラがいい、こっちの煎餅よりはこっちの煎餅のほうが健康に良いとする、選択肢がある方が望ましいということで承認されてきたとぞんじます。それを踏まえると、毎日ビスケットを食べている人が本食品に変えれば、おなかの調子を整えるためにいいです、ということになります。ビスケットの食習慣がない人が、毎日これを食べると、1年で4~5kg体重がふえるかもしれないということについては、第二調査会かどこかで議論になったのでしょうか。

○阿久澤部会長 いかがでしょうか。

○山田委員 私が記憶している限りでは、その点は議論にはなっていません。

○久代委員 本食品に表示されているカロリー25%オフというのは、ほかのビスケットに比べれば少ないということなので、ビスケットの食習慣のない人がこれを食べ始めたら余計なカロリー摂取になるのではないのでしょうか。

○阿久澤部会長 はい、志村委員。

○志村委員 私もまさにそのことを疑問に思いました。特保の要件として、糖類の過剰摂取につ

ながらない必要があるということです。表示をしっかりと、プラセボと比べてどうだったという効果。また、安全性についても、恐らくそういう試験がなされているので、そのところをきちんと書いていただかないと、有効性とか安全性は担保できないのではないかと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

確かに、食品として設計がどうなのか。ショートニングをかなり使っているのですね。ということは、トランス脂肪酸がかなり摂取されることになるかと思うのですね。トランス脂肪酸がどの程度含まれているショートニングを使うか、わからないのですが、気になって調べてみたら、ショートニングは一般的には100 g 当たり13 g ぐらい入っています。1 袋当たりで見ると0.4 g のトランス脂肪酸をとることになります。ということは、まさに先ほど山田委員から指摘があったように、これを本当にビスケットとして売ろうしているのかどうか。食品としては、全く設計がナンセンスではないかと思います。ただ、関与成分として許可をとるだけなのかという邪推もされるところです。

はい。

○山崎委員 これはかなり昔ですが、難消化性デキストリンを入れたお煎餅を許可するかどうかという問題になって、久代先生が笑っておられますけれども、第一調査会で随分議論になったのです。おやつであっても食べたいという欲求があるので、通常のおやつよりもいいですよというのだったら意味があるでしょう。志村先生もいらっしゃったと思うのですが、そういう議論があったので、これは似たような要素があるのかなと思います。

ただ、そのときと違うのは、お煎餅のときは難消化性デキストリンだったのですが、今回の場合は加工でん粉であり、消化が悪い食物繊維です。ビスケット形態であろうと何だろうと、要は食物繊維をたくさんとって便の量をふやすという意味があると思うのですね。現在、野菜の摂取量もどんどん減っていますので、食物繊維の摂取量が少ない傾向にあることは間違いないです。そういう状況だったら、ビスケット形態であろうと、何であろうと、とにかく食物繊維をできるだけとるということはそれなりに意味があるだろうと思うので、一概に否定はできないのかなというのが私の考えです。

それから、もう一点、ショートニングのお話をされましたけれども、以前はショートニングの中にトランス脂肪酸がかなり多かったことは確かですが、少なくとも日本の場合は製造方法の改良が進みまして、ショートニングの中のトランス脂肪酸は減りました。ですから、最近の調査結果を健康・栄養研が持っておられるかな。ほとんど心配しないぐらいに下がっていると思います。

○石見委員 食品安全委員会で評価していますので、食品安全委員会の資料にあると思います。原材料におきまして、トランス脂肪酸はかなり低減されているという結論でございます。

○阿久澤部会長 いかがでしょう。そのほかございますか。どうぞ。

○石見委員 以前、疾病リスク低減表示で許可されているカルシウム入り□□というのがあるのですが、クッキーは既に許可されていますので、ビスケットだからというののもちょっと難しいかなと思います。今、調べていますが、まだわからないのですが、このカルシウム入

りクッキーがどのぐらいのエネルギー量だったかというのを調べたほうがいいと思います。

○阿久澤部会長 お願いします。

○久代委員 他のビスケットを食べている人が本食品に変えればいいのでしょうけれども、便通を整えることを期待して新しく食べ始める場合、毎日100 kcal多く摂るということになるので商品デザインとしてはどうなのでしょう。

○阿久澤部会長 いかがでしょう。そのほか、ございますか。はい。

○竹内委員 この手の製品は子供は食べない前提だというお話がありましたが、ビスケットという形態である以上、食べる可能性は大いにあるのではないかと思います。子供向けの製品ではないということ。安全性が確立されていないのであれば、とってはいけない、これについてはどこまで言うかは、今、具体的な案はないですが、その辺はきちんと明記すべきではないかと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○長田部会長代理 私もそう思いました。特に、乳幼児、便秘で困っている子供たちは結構多いと思います。そこで、おやつでビスケットをもともと食べる子供たちが、食物繊維が多いということで親が選ぶ可能性もあると思いますので、乳幼児に向かないのであれば、それはきちんと表面に明示していただきたいと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

乳幼児の摂取の懸念があるわけですが、これについて、先ほど消費者庁からの説明の中にもありましたけれども、どの程度の抑制をかける表示にするか、全くだめとするのか、その辺はいかがでしょう。

どうぞ。

○石見委員 □□は、1袋当たり95kcalです。

○阿久澤部会長 それより多いということですね。

○久代委員 95kcalが今まで承認されているのであれば、消費者の注意に任せるということでもいいのかもしれませんが。

○阿久澤部会長 いかがしましょう。乳幼児への摂取のところですが。どうぞ。

○山田委員 子供たちのためのビスケットではないということは、安全性のことと食経験の浅さということでは、表面に一言入れるべきだろうと思います。

あと、100kcalが多いか少ないかというのは、私たちの第二調査会では余り議論がないですね。お通じのほうとか骨代謝とか、いろいろなところで来ていて、糖尿病とか幾つかの疾病の方々の100kcalがどの意味。食べ過ぎると、久代先生が言われたように、どうしても弊害があるかもしれませんが、100kcalをとることがどの程度、成人にとって、あるいは気にしている方にとっての大きさを意味するかというのは、正直、私自身が理解していない部分がありますので、賛成、反対ということは何とも言えません。

○久代委員 私は栄養の専門家ではありませんが、約7,000kcalの蓄積で1kg、体脂肪が増えると

すれば、毎日100kcalを余計に摂ると、約2カ月で1kg弱、1年で4～5kgの増加になる可能性があります。日常診療では、毎日30分歩いて100kcal消費すれば、1年で4～5kg、体重を落とせる可能性があるという説明していますので、便通を整えるために毎日100kcal余計に摂ってしまうことに懸念はあります。

○阿久澤部会長 戸部委員、どうぞ。

○戸部委員 子供への摂取の表示ですけれども、先生方がおっしゃっているように、わかりやすく正面にということがありますが、なぜ子供向けではないのかということも説明が必要なのかなと思います。小児における安全性に関するデータは確認されていないとか、理由が必要かなと思いました。一般的に子供用ではないという、アルコールを含んでいるとか、そういうものかなと思ってしまいますので、理由を記載する必要があるのかなと思いました。

今後、こういうものが出てくるという可能性もあると思うと、特定保健の用途のところに、今は適する人が書いてあるのですが、適しないというものも今後、もしかすると必要なのかなと思いました。

○阿久澤部会長 多くの方が乳幼児への摂取は控えるという方向性ですが、その強度ですね。同時に、なぜ子供向きでないかということも含めて書いたほうがわかりやすいだろうという御意見ですけれども、そういった形でよろしいでしょうか。

それと、このことについて書く場合は、消費者庁のほうで考えさせてくださいというような先ほどの説明だったのですが、このような意見を踏まえて消費者庁で考えるということでもよろしいでしょうか。

○消費者庁食品表示企画課 こちらについては、今いただいた御意見をもとに、事業者と我々のほうで考えさせていただいて、これはその後は。

○阿久澤部会長 こちらの指摘をどこへ出すのでしょうか。

○消費者委員会事務局 消費者庁に対して出したらいかがでしょうか。

○阿久澤部会長 ということですね。

○消費者庁食品表示企画課 わかりました。

お願いします。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○山崎委員 戸部先生が言われた、なぜ乳幼児に悪いかというのは、化学物質として悪いという意味ではないということを理解していただきたいと思うのです。まず、リン酸架橋デンプンというのは物すごく長く使っています。日本の食品添加物の制度をちょっと説明させていただきたいのですが、加工デンプンというのは、従来、日本では食品扱いだったので、食品添加物でなかったのです。ところが、国際整合の観点から、海外では加工デンプンは添加物扱いなので、二千何年かに日本で食品添加物として新たに指定しようということになって、従来食品として流通実態があったものを添加物扱いに変えただけです。ですから、リン酸架橋デンプンそのものの安全性は、食経験が十分にあると考えていただければいいと思います。

ただし、今回、特保の関与成分になっている高架橋度の加工デンプンは、松谷化学が最近つく

った製品なので、その製品に関しては流通経験はそんなに長くないと考えていただければと思います。

では、なぜ乳幼児に悪いかというのは、要は消化が悪いからです。そうすると、消化が悪いものを乳幼児に食べさせるのは悪いよということを消費者が理解していると思うので、それを思い出させるような表示であれば多分大丈夫だと思います。リン酸架橋デンプンが悪いよというイメージは与えないような表現をぜひ考えていただきたいと思います。

以上です。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。消費者庁には、よろしくお願いします。

それと、過剰摂取防止の表示を明確に書くべきではないかということですが、これについても書くということでもよろしいでしょうか。ということで、2点、消費者庁のほうから御提示いただきたい。事業者とすり合わせるということですので、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

○消費者委員会事務局 申しわけありません。今の過剰摂取の件ですが、この製品だけではなくて、食べやすい形態のもの、たくさん食べそうな、例えば先ほどの煎餅とか、そういったものも含めて菓子類ですとか、そういったものについては継続して書くという御意見でよろしいでしょうか。

○阿久澤部会長 いかがでしょう。今回のビスケットの品目以外でも食べやすいとか、とりやすい食品については、今後も過剰摂取防止の表示をしていくということでもよろしいでしょうか。ということでもよろしく。

はい。

○消費者庁食品表示企画課 1点よろしいでしょうか。今後、そういった食べやすいとか過剰摂取をついしやすしいものというのは、御審議の際に書くべきという御意見をいただけたらと思うのですが、これまでに許可されているもので販売されているものにも、恐らく書いたほうがよろしいかと思われます。この場でなくても構わないのですが、もし可能であれば、どういう食品形態、どういう食品であれば書いたほうがいいというところの指標をいただければと思います。

この場でなくても構わないのですけれども、そういった方針をいただければ、すぐのタイミングというよりは、例えば表示見本、パッケージを変えるときの変更届をいただく際に書いてくださいというお願いをして、徐々にそれを広げていくことは可能かと思いますので、もし可能であれば、こういったものを対象とすべきかという指標をお示しいただければ、今後の行政として非常にやりやすいので、ぜひお願いしたいところでございます。

○阿久澤部会長 はい。

○消費者委員会事務局 消費者庁からの依頼の趣旨はわかるのですが、先生方は食品形態が食べやすいかどうかを判断するための専門家ではないので、そこについて意見を聞きたいのであれば、案をぜひ消費者庁さんのほうでお出しいただいて、それについて御審議いただくというのがよろしいと思いますが。

○阿久澤部会長 よろしいでしょうか。そういう形で、この2点、消費者庁のほうから御提示い

ただくということにしたいと思います。

そのほか、何かございますでしょうか。どうぞ。

○竹内委員 先ほどのフジッコの「□□」では、過剰摂取はお控えくださいと書いてあったと思います。今回の「ミニビスケット」に関しては、とり過ぎ、あるいは体質・体調によって云々ということで、注意喚起のレベルが普通という印象を持ちました。製品によって違うのかもしれませんが、とり過ぎに関する書き方とか過剰摂取という言葉遣いとか、伝わるニュアンスが随分と違うと思います。多分、この後に前回の葉酸の話も出てくると思うのですが、今、どういう表現があって、どういうレベルで注意喚起していくべきなのか。それが検討できるように、幾つかのレベル、強弱を含めて、表面だったらこういう案、裏面だったらこういう考え方といった案を御提示いただけると、検討しやすいのではないかと考えます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。ということで、今の御意見も踏まえて、消費者庁のほうから御提案をお願いしたいと思います。

どうぞ。

○石見委員 今の御指摘に対してですけれども、イソフラボンの場合は食品安全委員会で文言が決められたので、そういう文言を使っていると思います。おなかのほうは、大体とり過ぎとか、過剰摂取と言うときもあるかもしれませんが、イソフラボンの場合はちょっと特殊だということです。

あと、済みません、先ほど申し上げようとしたのですけれども、「松谷のミニビスケット」の表示見本を見ていただいて、五訂食品標準成分表と書いてあるのですが、今は七訂になっているので、ここは改訂するのだったら新しいものに変えてくださいという指摘もあっていいのかなと思いました。

○阿久澤部会長 御指摘、どうもありがとうございます。

お願いします。

○志村委員 先ほど少し話題になったお煎餅ですが、資料の一覧の43番と書いてあるところです。ごめんなさい、ページ数がない。「ころあい」ですね。ころあいよくということだと思いますけれども、「普段ご利用の菓子類と置き換えて、お召し上がりください。」という一文が入っているので、ビスケットに関しては、こういうものを入れていただかないと。プラセボを対照で有効性が検証されている。何も食べない方との比較ではないので、この手の文言を入れていただくのがよろしいように思います。

○山田委員 左の番号で言うと。

○志村委員 血糖値と書いてあるところ。

○久代委員 志村委員の意見に賛成です。そのような文言を入れてもらったらよろしいのではないのでしょうか。

○丸山参事官 右肩の血糖値を括っていただければ、こちらの分類が出ていて、そこから左の番号を見ていただければ、該当するところに当たると思います。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。どうぞ。

○山田委員 今回の品物ではないですが、ずっと以前、カルシウムのリスクリダクションの製品が出たときにチーズの形態で申請がありました。その場合には、小さなさいころチーズです。でも、カルシウムが含まれて、若い女性にいいということですが、食べ過ぎがきつとあるだろうという指摘を第二調査会のときだったと思いますが、やりました。そうすると、申請者は取り下げをしたということは一度あります。ですから、確かに食品設計というのは大切だと思いますけれども、こういう形であればというのはなかなか難しいのではないかと私は想像します。ケース・バイ・ケースにならざるを得ないのではないかと考えております。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。

そうしますと、この案件については、幾つか大きい問題がありまして、それについて消費者庁のほう事業者ともう一度お話しするということですので、ここでは継続審議ということではよろしいのでしょうか。またここへ諮問してくる。ということは、消費者庁がこちらの疑問点を事業者と調整するということですね。その結果をまたここに出してくれる。

○消費者庁食品表示企画課 先ほどのお話ですと、消費者庁に対して指摘事項が出るということだと思うのです。それに対して我々のほうは回答いたしますので、その回答の取り扱いについては消費者委員会事務局のほうに聞いていただくのが適切かと思います。

○阿久澤部会長 そういうことですね。消費者庁が回答をこちらにくれるということ。

○消費者委員会事務局 消費者庁が文言を決める前に答申を出せということでしょうか。

○消費者庁食品表示企画課 いえ、指摘に対して、こちらが回答する。

○消費者委員会事務局 であれば継続審議ではないですか。

○阿久澤部会長 と思うのですが、消費者庁がこの意見を聞いて事業者と調整するというわけですから、その結果をまたここに回答として出してくれる。それを我々は再度審議するという形になるのではないかなと私は判断したのです。

○消費者庁食品表示企画課 その継続審議になるかどうかというのは、我々が決めるべき話ではないかと。

○阿久澤部会長 ですけども、回答をいただかないと。

○消費者庁食品表示企画課 回答はしますけれども、指摘事項が出て、それに対する回答をするというのが通常の流れかと思いますので、その後、どのように処理されるのかというのは、我々が決めるべきお話ではないと思いますが、いかがでしょうか。

○阿久澤部会長 回答いただいたら、ここでもう一回諮るということを私は、伝えたのです。継続審議すると。

○消費者庁食品表示企画課 するということですね。それは結構です。してもよろしいですかと聞かれたかと思ひまして、そういうわけではないですね。わかりました。大丈夫です。

○阿久澤部会長 ということでよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの結果、これを整理して、今後の処理方法について確認したいと思います

が、よろしくお願いいたします。

○消費者委員会事務局 乳幼児への利用制限に関する表示と過剰摂取の表示に関して、消費者庁のほうに表示が必要という意見を発出させていただきます。それにつきましては、消費者庁のほうで案を作成し、消費者委員会に回答書を御提出いただき、再度継続で御審議いただくという形にさせていただければと思います。

それとは別に、事業者に対して、摂取をする上での注意事項として、他の菓子類と置き換えて使用する旨の注意書きを足すこと、五訂食品標準成分表を七訂に修正することを求めるということでしょうか。

○阿久澤部会長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。